

「県ドリームハイツ防災隊」が発足

さる6月12日に第1集会所におきまして、県ドリームハイツ防災隊の発足式がおこなわれました。発足式では浦田県ドリームハイツ自治会長および中村住宅管理組合理事長より30余名の隊員へ委嘱状が手渡されました。また市ドリームハイツ自治会長の市橋様より来賓としてのご挨拶もいただきました。

「防災通信」の発刊

「防災通信」には県ドリームハイツ防災隊からの住民の皆様への大切なお知らせと重要な防災情報を掲載する予定です。これから順次発行される**「防災通信」**を「防災ファイル」にとじこんでおいてください。

「防災ファイル」にとじこまれた**「防災通信」**が集まりますと「防災マニュアル」としてご利用いただけるようにする予定です。

県ドリームハイツ自治会 会長 浦田和明氏

防災隊が正式に発足し本当にうれしい限りです。自治会発足以来、ハイツの防災をどうするかは長年の懸案事項でありました。それが今、三十年を経過してようやく自らを自らの手で守るとする自主防災の考えが生まれ、結実したことに大きな喜びを感じています。その志は尊いものであり、どんなことがあっても成功してもらいたいものです。

これまでも自治会には、防災部がありましたがそのなかみは避難訓練、防火活動、救護活動ではありましたが、実体はどちらかといえば、訓練のための訓練であったと言われても仕方のないような緊張感の欠けたものでした。

そういう状況の中で、防災の重要性に鑑み、防災は自治会単独のものでなく、住宅管理組合を含めたハイツあげての取り組みが必要ということで、両者がかかわる共同防災組織が作成されました。趣旨は立派なのですが、その中核要員が、毎年一年で交替する自治会役員が兼任であったため、組織は立派でもまったく機能しない、活動のできない組織となっていたことは残念でなりません。

このことが15年度秋の防災部会で、専門部員に指摘され、早急に自主防災組織を立ち上げるべきであると提案されました。そして時を同じくして、管理組合側からも同じような提案がなされ、これを受けて自治会役員会、幹事会で自主防災組織の立ち上げが承認されたわけでありました。16年度の自治会定期総会でも重ねて承認され、ここに自主防災組織が発足したわけでありました。

直ちに防災要員の公募が始まり、実に防災協力要員を含めて32名の方々が応募して下さいました。6月12日には「防災隊」の結団式、防災隊委嘱式がおこなわれ、今後の活動に大きな期待が寄せられています。防災の専従要員ということからも、従来の常備にとられない斬新な計画が打ち出されることをも期待しています。

私たちハイツ住民はこの「防災隊」が順調に育っていくことを望むと共に、限りないサポートをしていくものでありたいと思っています。

県ドリームハイツ住宅管理組合 理事長 中村隆一氏

待ちに待った「県ドリームハイツ防災隊」の発足おめでとうございます。

年月の経過は早いものですでに9年前とは異なりますが、神戸周辺のマンションに少なからずの被害を与えました平成7年1月17日の阪神大震災は私たちに多くの貴重な教訓を残しました。

TVやその他マスコミによる被害地から刻々と送られてきた被害状況は一人ひとりが他人任せでないしつりした防災対策と心構えを常日頃から持っていることがいかに大切かを強く訴えていたことが昨日のように思い出されます。

自治会および管理組合は予てより阪神大震災の教訓その他より防災に対する「日々の備えや心構え」の必要性を痛感しており、その核になる「常設の住民による防災組織」の制定・立ち上げを熱望いたしておりました。しかるところ本年度「常設の防災隊」が機関決定後正式に発足し、さる6月12日に防災隊の結団式、委嘱式が催されましたが、今後の活動が期待されるところであります。

管理組合としては、この「防災隊」の活動に協力体制を作り、物心ともにバックアップしていきたいと思っております。

県ドリームハイツ防災隊 隊長 須賀 芳夫氏

私たち防災隊は近い将来起こるであろう大規模地震に備えて、いかにしたらハイツ住民の被害を最小限に抑え止められるかについて、様々な角度から研究し取り組んでいきたいと思っております。

災害発生時の課題はいかに安全に避難できるか、家具等が倒れて負傷した住民の安否をどう確認するか、およびその救助をどうするかです。

それには特に各階段や班の方々が発災に関して普段から話し合いをすること、そしてイザ災害が発生した時、安否の確認および救助のための連携プレーをどのように行うかが重要かと思っております。

私たち防災隊は各棟、各班との連絡を緊密にして活動していきたいと思っております。

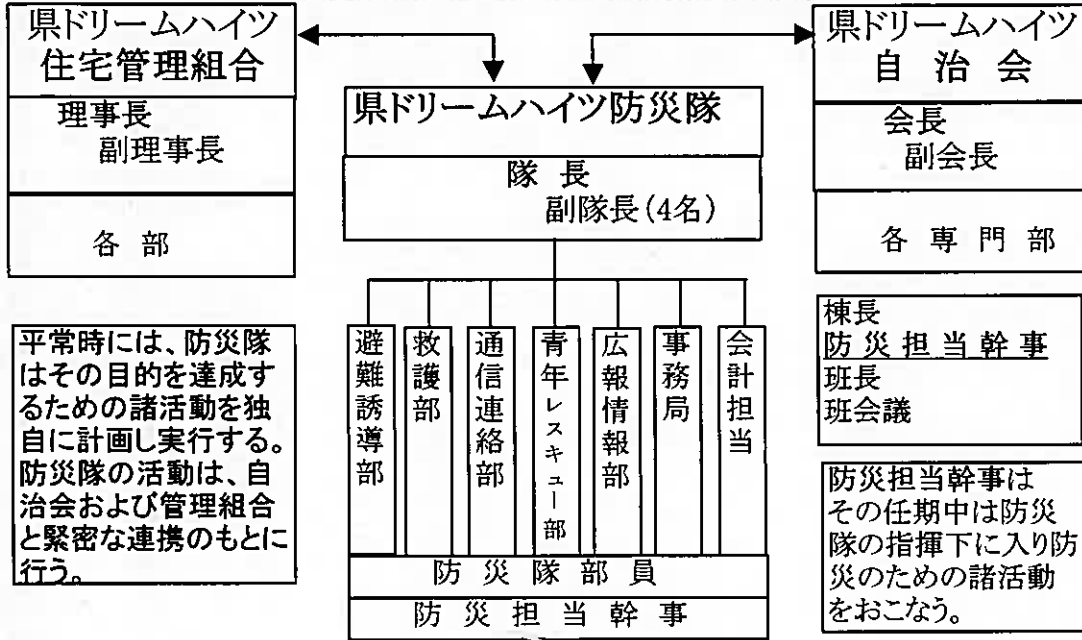
防災隊の目的

(防災隊規約 第2条 目的より)

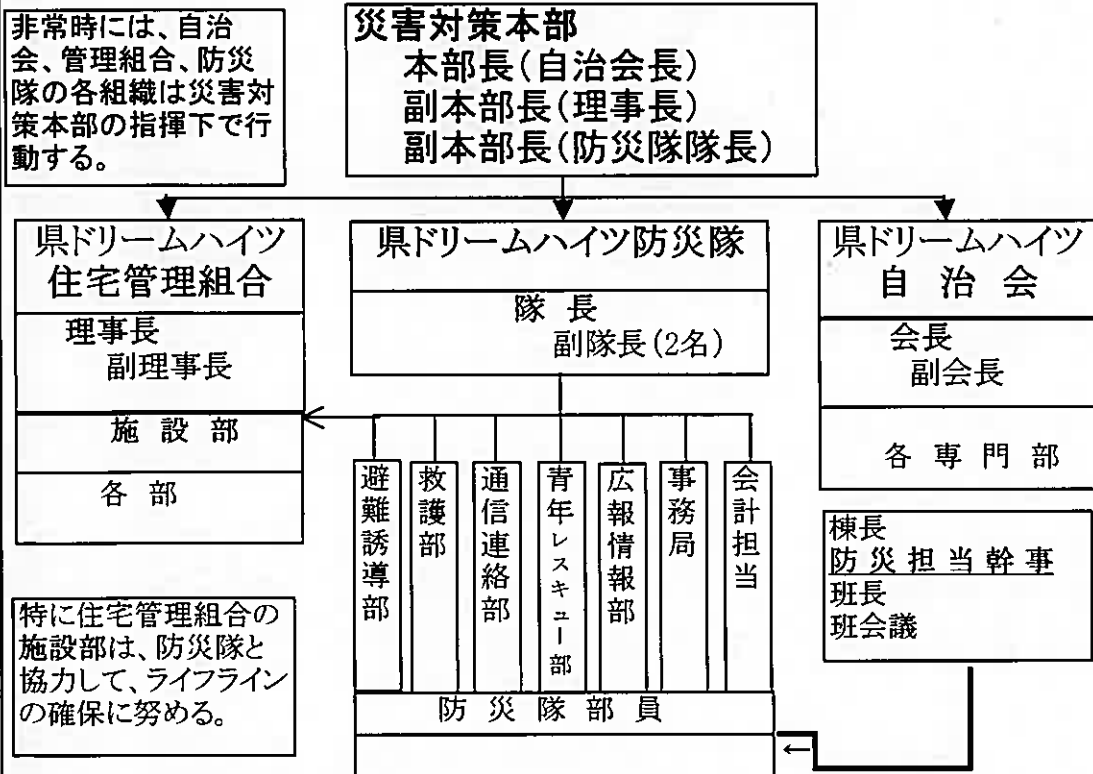
本隊は、地震等の大規模災害が発生した場合、あるいは警戒宣言が発令された場合等における住民の安全確保、および災害防止に必要な予防計画の立案と住民への広報・訓練および啓蒙活動を行うことを目的とする。(防災隊規約の詳細は、自治会の平成16年度議案書に記載されています)

防災隊の組織と位置付け(平常時、非常時)

平常時における防災組織



非常時における防災組織



あなたも防災活動に参加してください

イザ避難するというときには援護してくださいと申告している人が、平成15年10月の調査では、県ハイツ内に89世帯114名おられます。一人の人を援護するのに、2-3名の手が必要と仮定すると、200名-300名の手が必要となります。あなたの知恵と力を防災活動にお役立てください。